

スカイタウン水戸三の丸

駐車場専用使用契約書

平成11年11月30日

駐車場専用使用契約書

スカイタウン水戸三の丸管理組合（以下「甲」という）と、同マンション区分所有者_____（以下「乙」という）との間において、以下のとおり駐車場専用使用契約（以下「本契約」という）を締結した。

第1条 駐車場の敷地は、区分所有者が全員区分所有しているもので、区分所有者全員が均等に利用できるスペースであることが原則であり、建物の管理運営上並びに区分所有者の包括的活用を目的とする。

駐車場として一部の区分所有者に、管理費へ充当するを目的とした料金を定めて専用使用させるが、甲の使用していないときに限り、マンション来客者への一時使用を認める。

第2条 甲はスカイタウン水戸三の丸管理規約第16条（別紙参照）に基づき、駐車場のうち一区画を使用せしめることを約する。

第3条 専用使用料金は、後示の通り（別表第1参照）とし、乙は毎月25日（土、休日の場合は翌日）までに、翌月分を甲に納入すること。

2. 前項の使用料金の支払いは、甲の指定する方法で行うものとする。

3. 乙が1項の時期までに納付すべき金額を納付しない場合において甲は、その未払い金額について年利14%の遅延損害金を加算して、乙に対して請求することができる。

第4条 使用期間は、後示の通りとする。

2. 乙は、前項の使用期間満了前でも1か月前に予告して本契約を解除することができる。

3. 第1項の使用期間の満了により、この契約は終了する。

第5条 乙は駐車場を善良なる管理者の注意を持って使用し、又、管理運営に支障を及ぼす恐れのある行為をしてはならない

2. 甲が駐車場の管理上必要な規定を作成し、又は変更して、これを乙に通知し、若しくは適当な場所に掲示した時は、これを守らなければならない。

3. 散水栓での洗車を禁止する。

第6条 乙が第2条の専用使用料を延滞する等契約の条項に著しく違反した時は、甲は本契約を解除することができる。

2. 乙がスカイタウン水戸三の丸の管理規約第25条の管理費等（別紙参照）の延滞が著しい場合は、甲は本契約を解除することが出来る。

第7条 使用期間満了、契約又は契約の解除によって本契約が終了した場合、乙は無条件にて直ちに使用駐車場を明け渡さなければならない。

第8条 乙は当該駐車場に常時駐車する車両の所有者、車両登録番号及び車種を予め甲に届け出ること。

又、届け出した車両以外を駐車する場合は、管理者に届け出なければならない。

第9条 乙は、べつに定める駐車場使用規則を遵守すること。

別表第1

使用位置	NO	第	番
専用使用料月額		13,000	円
専用使用期間		平成11年12月1日～平成14年11月30日	

以上の契約の証として本契約書2通を作成して、署名捺印の上、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲（貸主） スカイトウン水戸三の丸管理組合
理事長
三木紀之 印

乙（借主） スカイトウン水戸三の丸
区分所有住戸番号 号室
登録番号
氏名 印